

支 払 基 金
平成 2 8 年 5 月 2 4 日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターは、平成 2 8 年 5 月 2 5 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「2 0 1 6 0 5 2 5」に設定し収載しております。

記

- 1 平成 2 8 年 5 月 2 4 日付け厚生労働省告示第 2 2 8 号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：3 8 コード）
- 2 平成 2 8 年 5 月 2 4 日付け同第 2 2 9 号に基づく経過措置年月日の設定（変更区分「5」：1 コード）